

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者の皆さまへ

奈井江町中小企業振興保証融資

新型コロナウイルス感染症対策特別融資

取扱期間 令和 2 年 5 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

申込ができる方

- 奈井江町に 1 年以上居住し、同一企業（北海道信用保証協会の信用保証の対象法人・業種に限ります。）を 6 か月以上経営している方
- 町税等を滞納していない方
- 融資を受ける資金について、十分な償還能力がある方
- 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している方（減少幅は問いません。）

貸付条件

- 運転資金 1,000 万円以内
- 償還期限・据置期間
 - ・ 500 万円以内 7 年以内（据置 1 年以内）
 - ・ 500 万円超 10 年以内（据置 2 年以内）
- 利率
 - ・ 1 年以内 長期プライムレートに 0.1%を加えた率
 - ・ 1 年超～5 年以内 長期プライムレートに 0.5%を加えた率
 - ・ 5 年超 長期プライムレートに 0.7%を加えた率
- 信用保証 北海道信用保証協会の保証付き

保証料補給 10/10

利子補給 10/10

取扱金融機関・申込先

北門信用金庫 奈井江支店 空知商工信用組合 砂川支店
奈井江町商工会

※融資の実行の可否に際しては、取扱金融機関や信用保証協会による審査があります。（町が直接融資する制度ではありません。）

問合わせ

奈井江町役場 産業観光課 商工観光係

☎0125-65-2118 ✉shoko@town.naie.lg.jp

融資制度の詳細は、町が定める要綱、各金融機関、北海道信用保証協会の定めるところによります。